

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：(一社)佐賀県バスケットボール協会]

[記載日： 2021年 12月 28日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・一般社団法人に関する法令を遵守している。 ・役員、社員を対象としたコンプライアンス・インテグリティ等研修会を各部会で行っている。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 事業は立案者により理事会提案され、協議の上運営しており、運営も法令に準拠して行っている。電磁的方法による一斉配信により、法令遵守の徹底を図る取り組みを継続して行っている。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・一般社団法人に関する役員選出の法令に従い選出し、体制を整備している。 ただ、女性理事が少ないため、幅広い意見を取り込めていない可能性があり、今後女性理事を増やしていくことが課題である。	
原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・当協会の基本方針など、理事会において承認いただき、総会などにおいて開示しているが、今後当協会ホームページにて開示していくことで予定している。	

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書等を配布しながらコンプライアンス・インテグリティ等の教育を実施し、参加を促しているところであるが、結果としてこれまで処分者が出ることがあった。 ・理事会、委員会において実状、実態を報告し、くれぐれも暴力、暴言の事案が発生しないように注意を促しているが、まだ徹底されていないので引き続き、事案の報告、研修会への参加等をお願いする。 	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書等を配布しながらコンプライアンス・インテグリティ等の教育を実施し、参加を促しているところであるが、結果としてこれまで処分者が出ることがあった。 ・各カテゴリー毎に研修会や会議の度に講話や研修を行っているが、いまだに徹底出来ず、時々、暴力、暴言等が報告されている。今後も根気強く研修や呼びかけを実施すると共に大会での理事による視察等を積極的に行う。 	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法書士、行政書士の方に幹事を務めてもらいチェックを受けながら公正な会計原則を遵守し、財務、経理を適切に処理している。 	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県からの補助金、NFからの補助金等があるが、それぞれに示される法令、ガイドラインを遵守し、利用している。 	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法書士、行政書士の方に幹事を務めてもらいチェックを受けながら公正な会計原則を遵守し、財務、経理を適切に処理している。 	

原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・ 会計処理については適切に処理されているが、情報開示についてはあまり積極的ではないので、今後は積極的な開示を検討する。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・ 組織運営については適切に運営されているが、情報開示についてはあまり積極的ではないので、今後は積極的な開示を検討する。 ・ 一般社団法人に関する法令に基づき、適切に情報開示を行っている。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
特になし	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	